

不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	経済部 農林水産課 産地づくり係
不利益処分名	飼養の登録の取消し
根 拠 法 令	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律
根 拠 条 項	第22条第2項
連 絡 先	(電話 621 - 5252)
処 分 基 準	基 準 登録を受けた者がこの法律もしくはこの法律に基づく命令の規定またはこの法律に基づく処分に違反した場合は、その登録を取り消すことができる。
	参 考 事 項 法律上の処分権限は環境大臣または都道府県知事にあるところ、徳島県の権限移譲条例で許認可等の権限が徳島市に移譲され、市の要領で法律に基づいた事項を定めている。 参考書籍 鳥獣保護法の解説 改訂4版 編著/鳥獣保護管理研究会
	設定等年月日 平成26年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)